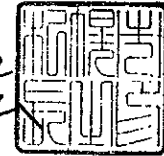


札幌市墓地条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月3/ 日

札幌市長

秋 元 克 広



札幌市規則第 25 号

札幌市墓地条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市墓地条例施行規則（昭和41年規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(使用許可申請書の提出)	(使用許可申請書の提出)
第2条 条例第2条の許可を受けようとする者は、次の各号に掲	第2条 条例第2条の許可 <u>(以下「使用許可」という。)</u> を受け

改正前	改正後
<p>げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 墓地（納骨堂を除く。次条第1項第1号及び第4項、<u>第4条並びに第8条第1項第4号</u>において同じ。） 墓地手続申請書（様式1）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の申請書（礼拝室・小礼拝用具使用許可申請書を除く。）には、<u>それぞれ住民票の写し及び火葬許可証又はこれに準ずる証明書</u>を添付しなければならない。</p> <p>(使用許可証)</p>	<p>ようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 墓地（納骨堂を除く。次条第1項第1号及び第4項において同じ。） 墓地手続申請書（様式1）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の申請書（礼拝室・小礼拝用具使用許可申請書を除く。）には、<u>市長が別に定める書類</u>を添付しなければならない。</p> <p>(使用許可証)</p>
<p>第3条 条例第3条第2項の許可証は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、礼拝室・小礼拝用具の使用許可については、<u>申請者に使用券を交付すること</u>によつて行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第3条 条例第3条第3項に規定する使用許可証は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、礼拝室・小礼拝用具の使用許可については、<u>礼拝室・小礼拝用具使用許可申請書を提出した者に使用券を交付すること</u>によつて行う。</p> <p>3 (略)</p>

改正前	改正後
<p>4 墓地の使用許可は、<u>申請の順序</u>による。ただし、市長は、<u>墓地の使用許可の申請者の数</u>が使用させることができる墓地の区画数を超えるときは、抽選により使用させる者を決定することができる。</p> <p>(使用料)</p>	<p>4 墓地の使用許可は、<u>墓地手続申請書を提出した順序</u>による。ただし、市長は、<u>当該申請書を提出した者の数</u>が使用させることができる墓地の区画数を超えるときは、抽選により使用させる者を決定することができる。</p> <p>(使用料)</p>
<p>第4条 条例第4条第1項の<u>規定による平岸霊園、里塚霊園及び手稻平和霊園以外</u>の墓地の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>(使用料等の減免)</p>	<p>第4条 条例第4条第1項の<u>その他の墓地</u>の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>(使用料等の減免)</p>
<p>第5条 条例第4条第3項(条例第10条において準用する場合を含む。)の規定により、<u>使用料又は清掃手数料</u>の減額又は免除を受けようとする者は、<u>墓地使用料(清掃手数料)減免申請書(様式9)</u>を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第5条 条例第4条第3項(条例第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により<u>使用料(条例第4条第1項又は第2項の使用料をいう。)</u>又は<u>管理料(条例第10条第1項の管理料をいう。以下同じ。)</u>の減額又は免除を受けようとする者は、<u>別に定める場合を除き、墓地使用料(管理料)減免申請書(様式9)</u>を市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 市長は、前項の減額又は免除を許可したときは、<u>墓地使用料(清掃手数料)減免許可証(様式10)</u>を交付するものとする。</p> <p>(使用面積の増加等の申請)</p>	<p>2 市長は、前項の減額又は免除を許可したときは、<u>別に定める場合を除き、墓地使用料(管理料)減免許可証(様式10)</u>を交付するものとする。</p> <p>(使用面積の増加等の申請)</p>

改正前	改正後
<p>第6条 <u>条例第6条及び第6条の2の規定により、墓地使用権者が墓地の使用面積の増加又は使用地の変更若しくは交換の許可を受けようとするときは、墓地手続申請書に墓地使用許可証又は納骨室使用許可証（以下「墓地使用許可証等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合は、墓碑、墓標その他の工作物（以下「墓碑等」という。）がなく、かつ、<u>事情やむを得ないものと認めたときに限り、許可するものとする。</u></p> <p>（墓碑等の建設工事）</p>	<p>第6条 <u>使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、条例第6条第1項又は第7条第1項の規定による許可を受けようとするときは、墓地手続申請書に、それぞれ墓地使用許可証又は納骨室使用許可証（以下「墓地使用許可証等」という。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合は、墓碑、墓標その他の工作物（以下「墓碑等」という。）がなく、かつ、<u>やむを得ない事由があると認めたときに限り、同項の許可をすることができる。ただし、条例第4条第1項のその他の墓地にあつては、墓碑等がある場合であつても前項の許可をすることができる。</u></p> <p>（墓碑等の建設工事）</p>
<p>第7条 <u>墓地使用権者が墓碑等を新築し、又は改築しようとするときは、墓地手続申請書に墓碑等設計図及び設計説明書（様式11）、墓碑等の正面図及び平面図並びに墓地使用許可証を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。</u></p> <p>（墓地内における工作物等の規制）</p>	<p>第7条 <u>使用者が墓碑等を新築し、又は改築しようとするときは、墓地手続申請書に墓地使用許可証、墓碑等設計図、設計説明書（様式11）その他市長が別に定める書類を添付して、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>（墓地内における工作物等の規制）</p>
<p>第8条 <u>条例第7条の規定による墓地内における工作物その他の</u></p>	<p>第8条 <u>条例第8条の規定による墓地内における工作物その他の</u></p>

改正前	改正後
<p>施設は、おおむね次の各号に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 樹木の植栽は、<u>使用地</u>（次項の芝生墓地等特殊墓地を除く。）内に限るものとし、根幹、枝葉等が<u>通路、墓地の施設又は隣接地に障害を及ぼさない</u>ようにすること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第9条 <u>墓地使用権者</u>は、樹木若しくは墓碑等が、転倒等のおそれがあるとき若しくは<u>隣接地に障害を及ぼすおそれがあるとき</u>、又は自己の責任により市の施設を破損若しくは紛失したときは、墓地管理者の指示を受けて、直ちに原状に回復し、又は適当な措置をしなければならない。</p> <p>2 <u>墓地使用権者</u>は、使用場所を清潔に保つようしなければならない。</p>	<p>施設は、おおむね次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 樹木の植栽は、<u>使用許可を受けた区画</u>（次項の芝生墓地等特殊墓地を除く。）内に限るものとし、根幹、枝葉等が<u>当該区画外に損害を及ぼさない</u>ようにすること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第9条 <u>使用者</u>は、<u>使用許可を受けた区画内の樹木若しくは墓碑等</u>が、転倒等のおそれがあるとき、若しくは<u>当該区画外に損害を及ぼすおそれがあるとき</u>、又は自己の責めに帰すべき事由により市の施設、備品等を破損し、若しくは紛失したときは、墓地管理者（<u>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第12条の管理者をいう。</u>以下同じ。）の指示を受けて、直ちに原状に回復し、又は適当な措置をしなければならない。</p> <p>2 <u>使用者</u>は、使用場所を清潔に保つようなければならない。</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="203 347 398 384">第10条 削除</p> <p data-bbox="241 651 459 687">(埋蔵等の手続)</p> <p data-bbox="203 715 1099 938">第11条 <u>墓地使用権者が埋蔵又は収蔵（以下「埋蔵等」という。）をしようとするときは、埋蔵等届（様式12）及び墓地使用許可証等に埋葬許可証又は火葬許可証若しくは改葬許可証を添付して墓地の管理者に提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="203 1201 1099 1361">2 <u>前項の規定にかかわらず、札幌市火葬、埋葬及び改葬の許可手続に関する規程（昭和26年訓令第38号。以下「訓令」という。）第4条の規定による札幌市長の改葬許可を受けて埋蔵等</u></p>	<p data-bbox="1144 300 1458 336"><u>（管理料の賦課期日）</u></p> <p data-bbox="1128 363 2029 639">第10条 <u>管理料の賦課期日は、4月1日とする。ただし、同日の翌日から翌年の3月31日までの間に使用許可を受けた使用者（条例第11条の規定により同条第1項の権利の移転を受けた者を除く。）に係る当該年度の賦課期日は、当該使用許可を受けた日とする。</u></p> <p data-bbox="1144 667 1384 703">(埋蔵等の手続)</p> <p data-bbox="1128 730 2029 1182">第11条 <u>使用者が埋蔵又は収蔵（以下「埋蔵等」という。）をしようとするときは、埋蔵等届（様式12）及び墓地使用許可証等に、火葬の場合にあつては火葬許可証を、改葬の場合にあつては改葬許可証を、それぞれ添付して、これらを墓地管理者に提出しなければならない。ただし、市内の墓地（本市以外の者が経営する墓地を含む。）から改葬する場合にあつては、改葬許可証に代えて市長が別に定める改葬許可申請書を添付することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>をしようとする者は、前項の墓地使用許可証等と訓令第4条の改葬許可申請書を同時に提出することができる。</p>	
<p>3 墓地の管理者は、第1項の規定による届出を受理したとき、又は前項の申請書の提出があつたときは、墓地使用許可証等に埋蔵等をする死亡者の氏名等を記載するものとする。 (埋蔵等証明書)</p>	<p>2 墓地管理者は、前項の規定による届出があつたときは、墓地使用許可証等に埋蔵等をする死亡者の氏名等を記載するものとする。 (埋蔵等証明書)</p>
<p>第12条 墓地の管理者は、改葬しようとする者から請求があつたときは、埋蔵(埋葬)証明書(様式13)又は収蔵証明書(様式14)を交付する。 (使用権の相続等)</p>	<p>第12条 墓地管理者は、改葬しようとする者から請求があつたときは、埋蔵(埋葬)証明書(様式13)又は収蔵証明書(様式14)を交付する。 (使用権の移転)</p>
<p>第13条 条例第12条第2項の規定による使用権の移転の届出は、墓地手続申請書に墓地使用許可証等、戸籍謄本又は抄本(以下「戸籍謄本等」という。)、住民票の写し及び誓約書(様式15)を添付して行わなければならない。</p>	<p>第13条 条例第11条第2項の許可を受けようとする者は、墓地手続申請書に墓地使用許可証等、戸籍謄本又は抄本(以下「戸籍謄本等」という。)、住民票の写し<u>その他の住所を証明すべき書類</u>、使用者の印鑑登録証明書及び誓約書(様式15)を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、使用者の印鑑登録証明書及び誓約書の添付を要しない。</p>
<p>2 条例第12条第3項の規定により使用権を移転しようとする者</p>	

改正前	改正後
<p>は、<u>墓地手続申請書に、墓地使用許可証等、戸籍謄本等、住民票の写し、印鑑登録証明書及び誓約書を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(本籍等の変更)</p> <p>第14条 <u>条例第13条第1項第2号の規定により、墓地使用権者が本籍等を変更し、墓地使用許可証等の書換え等を受けようとするときは、墓地手続申請書及び墓地使用許可証等に、本籍又は氏名の変更の場合にあつては戸籍謄本等を、住所の変更の場合にあつては住民票の写しを添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第13条第1項第3号の規定により、墓地使用権者が墓地使用許可証等の再交付を受けようとするときは、墓地手続申請書に印鑑登録証明書を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(代理人届)</p> <p>第15条 <u>条例第14条第2項の規定による代理人選定の届出は、墓地手続申請書に、墓地使用許可証等及び代理人の住民票の写し</u></p>	<p>(本籍等の変更)</p> <p>第14条 <u>条例第12条第1項第2号の規定により使用者が墓地使用許可証等の書換え、訂正又は再交付を受けようとするときは、墓地手続申請書及び墓地使用許可証等に、本籍又は氏名の変更の場合にあつては戸籍謄本等を、住所の変更の場合にあつては住民票の写しその他の住所を証明すべき書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第12条第1項第3号の規定により使用者が墓地使用許可証等の再交付を受けようとするときは、墓地手続申請書に印鑑登録証明書を添付して、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(代行の届出)</p> <p>第15条 <u>条例第13条第2項の規定による届出は、墓地手続申請書に墓地使用許可証等及び同条第1項の義務を代行する者の住民</u></p>

改正前

を添付して行わなければならない。

(墓地の返還等)

第16条 条例第15条第1項の規定により墓地使用権者が墓地を返還しようとするときは、墓地手続申請書に墓地使用許可証等及び印鑑登録証明書を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し)

第17条 条例第16条第1項第3号の規定により墓地の使用許可を取り消したとき、又は条例第17条第2項の規定により合同納骨塚に収蔵したときは、市長は、その旨を告示するものとする。

様式4

(略)

(略)	
申請者	フリガナ氏名
	(略)

備考 (略)

改正後

票の写しを添付して行わなければならない。

(墓地の返還等)

第16条 条例第14条第1項の規定により使用者が墓地を返還しようとするときは、墓地手続申請書に墓地使用許可証等及び印鑑登録証明書を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(合同納骨塚への収蔵の告示)

第17条 市長は、条例第17条第3項の規定により収蔵したときは、その旨を告示するものとする。

様式4

(略)

(略)	
申請者	フリガナ氏名
	(略)

備考 (略)

改正前	改正後								
<p>様式9</p> <p style="text-align: center;"><u>墓地使用料（清掃手数料）減免申請書</u></p> <p>（略）</p> <p>下記のとおり墓地使用料・<u>清掃手数料</u>を減額・<u>免除</u>願いたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（略）</p> <p>備考 （略）</p>	<p>様式9</p> <p style="text-align: center;"><u>墓地使用料（管理料）減免申請書</u></p> <p>（略）</p> <p>下記のとおり墓地使用料・<u>管理料</u>の減額・<u>免除</u>を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>（略）</p> <p>備考 （略）</p>								
<p>様式10</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>墓地使用料（清掃手数料）減免許可証</u></p> <p>（略）</p> <p>備考 （略）</p>	<p>様式10</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>墓地使用料（管理料）減免許可証</u></p> <p>（略）</p> <p>備考 （略）</p>								
<p>様式11</p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="190 1133 1070 1356"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">業者名 ※1</td> <td>（住所） （氏名） （電話）</td> </tr> </table>	（略）		業者名 ※1	（住所） （氏名） （電話）	<p>様式11</p> <p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="1115 1133 1966 1356"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">業者名 ※1</td> <td>（住所） （氏名） （電話）</td> </tr> </table>	（略）		業者名 ※1	（住所） （氏名） （電話）
（略）									
業者名 ※1	（住所） （氏名） （電話）								
（略）									
業者名 ※1	（住所） （氏名） （電話）								

改正前	改正後											
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 277 378 352"></td> <td data-bbox="378 277 1090 352"></td> </tr> </table>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 277 1303 352"></td> <td data-bbox="1303 277 1998 352"></td> </tr> </table>									
(略)	(略)											
(略)	(略)											
注 (略)	注 (略)											
備考 (略)	備考 (略)											
様式15	様式15											
(略)	(略)											
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="427 754 539 829">氏名</td> <td data-bbox="539 754 947 829"></td> <td data-bbox="947 754 1081 829" rowspan="2">印</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 829 539 911">住所</td> <td data-bbox="539 829 947 911"></td> </tr> </table>	氏名		印	住所		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1346 754 1458 829">氏名</td> <td colspan="2" data-bbox="1458 754 1991 829"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 829 1458 911">住所</td> <td colspan="2" data-bbox="1458 829 1991 911"></td> </tr> </table>	氏名			住所		
氏名		印										
住所												
氏名												
住所												
(略)	(略)											
備考 (略)	備考 (略)											

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。